

(意見書案第2号)

我が国の領土・領海の基点となる離島の保全・管理に関する意見書

我が国は、北海道、本州、四国、九州及び沖縄本島のほか、管轄海域に点在する比較的規模の大きいものに限っても6,800余りの離島で構成されており、領海及び排他的経済水域は国土面積の12倍にも及ぶ、世界第6位の面積を有している。こうした広大な我が国の領土及び領海を守り、豊富な海洋資源・海底資源の保全・開発などによる国益の増大を図っていくためには、その権益確保の基点となり、国境ともなる離島の保全・振興や無人島になっている国境の島々の適切な管理を進めていくことが極めて重要となっている。

そうした中、本道においては、一昨年、外国船籍の漁船と見られる木造船が渡島半島沖の松前小島に着岸し、同船の乗組員が本道に上陸するなどしたほか、昨年には、領海等の基点となる無人離島である宗谷管内猿払村の「エサンベ鼻北小島」が海上で確認できないといった事態が発生している。

こうした状況が続くことで、我が国の領土・領海の保全は極めて不安定になる恐れがあるため、領土及び領海並びに排他的経済水域の保全と国民の生命・財産を守る国家としての早急な対応が求められている。

よって、国においては、我が国の国益を保全し、地域の社会経済活動の発展を図るため、我が国の領土・領海の基点となる離島の保全・管理に必要な体制整備等を早急に講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

宛